

2025 年度 同志社大学動物実験委員会委員区分

同志社大学 動物実験 委員会規程	各委員の所属・職位	専門分野	区分
第 3 条(1)	生命医科学部・ 生命医科学研究科・教授	生体材料学、生体医工学、機械工学	①及び②
第 3 条(2)	施設部長（職員）	大学全体の施設管理責任者	③
第 3 条(3)	生命医科学部・ 生命医科学研究科・教授	生化学、ゲノム医科学	①及び②
第 3 条(4)	生命医科学部・ 生命医科学研究科・准教授	神経生理学	①及び②
第 3 条(5)	生命医科学部・ 生命医科学研究科・教授	分子生物学、神経病理学	①及び②
第 3 条(5)	脳科学研究科・教授	細胞生物学、神経科学一般	①及び②
第 3 条(6)	商学部・ 商学研究科・教授	人文・社会／経営学、コーポレート・ ガバナンス、企業と社会	①
第 3 条(7)	生命医科学部・ 生命医科学研究科・教授	神経行動学、動物行動学、生物音響学	①及び②
第 3 条(7)	スポーツ健康科学部・ スポーツ健康科学研究科・ 准教授	スポーツ生化学	①及び②
第 3 条(7)	心理学部・ 心理学研究科・教授	実験心理学・生理心理学・行動学的神 経科学	①及び②
第 3 条(7)	脳科学研究科・教授	神経科学	①及び②
第 3 条(8)	理工学部・ 理工学研究科・教授	移動現象、単位操作	③
第 3 条(8)	生命医科学部・ 生命医科学研究科・教授	生命物理学、非線形物理	③

同志社大学動物実験委員会規程

（構成）

第 3 条 委員会は、次の者をもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 動物実験を実施する学部又は研究科の長から 1 名
- (2) 施設部長
- (3) 保健センター所長
- (4) 環境保全・実験実習支援センター副所長から 1 名
- (5) 生命医科学部、脳科学研究科の組換え DNA 実験安全主任者
- (6) 倫理審査主事から 1 名
- (7) 動物実験及び実験動物に関して専門的知識を有する者で、生命医科学部、スポーツ健康科学部、心理学部及び脳科学研究科から各 1 名
- (8) 動物実験等に直接関与しない者で学識経験を有する者 2 名

2 委員会に委員長を置き、学長がこれを委嘱する。

3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもってあてる。

4 委員長は、委員会を主宰し、代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

※「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」第 3-3 動物実験委員会の構成における区分

- ① 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- ② 実験動物に関して優れた識見を有する者
- ③ その他、学識経験を有する者